

令和2年度「介護労働実態調査」結果の概要について

公益財団法人介護労働安定センターでは、令和2年度に実施した「事業所における介護労働実態調査（事業所調査）」、「介護労働者の就業実態と就業意識調査（労働者調査）」結果の概要を以下のとおり取りまとめました。

調査実施期間（令和2年10月1日～10月31日）に全国の介護保険サービス事業を実施する事業所のうちから18,000事業所を無作為抽出にて選定し、郵送にてアンケート調査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されていない期間での調査となりました。

回収状況は、調査対象事業所17,544事業所のうち、有効回答数9,244事業所（回収率52.7%）、労働者調査回答数22,154人（回収率42.1%）でした。

なお、本資料は、当センターのHP（<http://www.kaigo-center.or.jp/report/>）に掲載します。

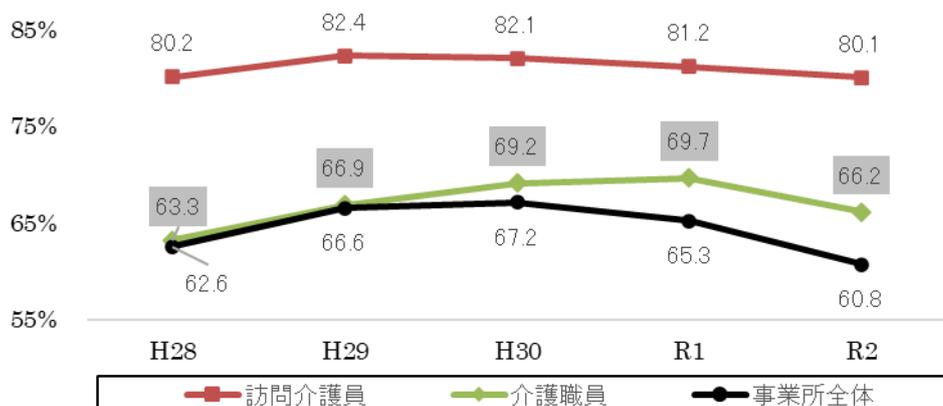
【調査結果概要（ ）内は令和元年度行われた調査の数値】

1. 人材の不足感は2年連続で少しずつ改善傾向（事業所調査）

介護事業所における人材の不足感は、年々上昇傾向にあったところ、事業所全体での不足感（「大いに不足」＋「不足」＋「やや不足」）は全体で60.8%（65.3%）と前年度に続き改善傾向を示している。職種別でみると、訪問介護員の不足感が80.1%（81.2%）で最も高く、次いで介護職員の66.2%（69.7%）であった。（図1）

また、不足している理由としては、「採用が困難である」が86.6%（90.0%）あり、その原因としては「他産業に比べて、労働条件等が良くない」が53.7%（52.0%）、「同業他社との人材獲得競争が激しい」が53.1%（57.9%）と高くなっている。

（図1）不足感の推移（職種別）



2. 離職率は過去最低を更新（事業所調査）

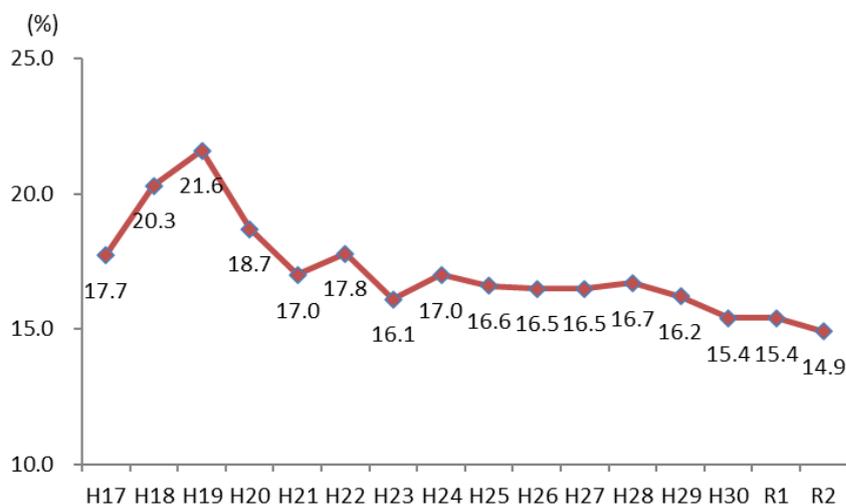
令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間において、2職種計（訪問介護員、介護職員）の離職率は14.9%（15.4%）で、平成17年度以降最低の離職率となった。（図2）また、3職種計（訪問介護員、介護職員、サービス提供責任者）では、採用率は16.0%（18.0%）、離職率は14.9%（15.3%）で、前年度と比較して離職率は0.4ポイント低下した。

なお、離職率14.9%は、全産業の平均離職率15.6%（厚生労働省令和元年雇用動向調査結果）を0.7ポイント下回っている。

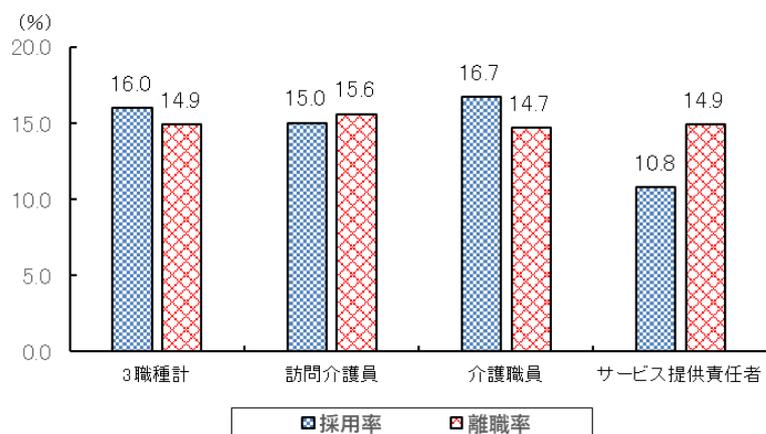
職種別で見ると訪問介護員とサービス提供責任者では離職率が採用率を上回っており、介護職員では採用率が離職率を上回る状況であった。（図3）

サービス提供責任者の採用率が他の2職種と比較して低いのは、入職経路の一つとして、訪問介護員からの内部登用があることが考えられる。

（図2） 離職率の経年推移（2職種計）



（図3） 採用率と離職率（3職種別）



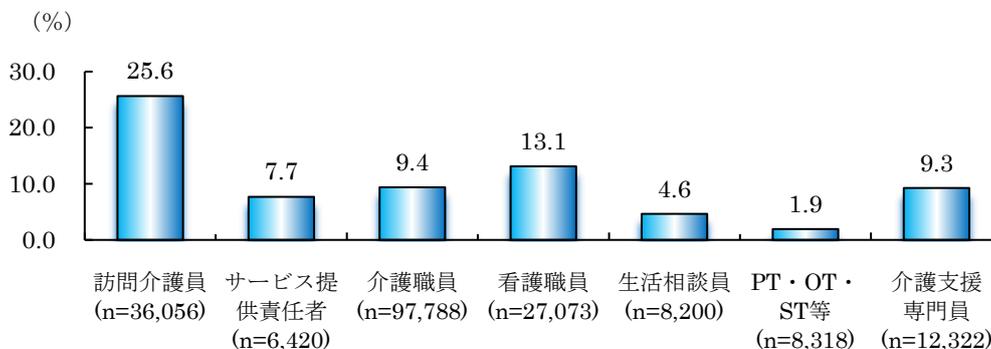
1年間の採用率=1年間の採用者数÷1年前の在籍者数×100

1年間の離職率=1年間の離職者数÷1年前の在籍者数×100（P16 4本調査における用語の定義等を参照ください）

3. 訪問介護員の4人に1人は65歳以上（事業所調査）

全従業員数（無期雇用職員と有期雇用職員の合計）に占める65歳以上の労働者の割合は12.3%で、職種別では訪問介護員が最も割合が高く、4人に1人が65歳以上であった。次いで看護職員の13.1%、介護職員の9.4%となっている。

（図4）従業員数に占める65歳以上の労働者の割合

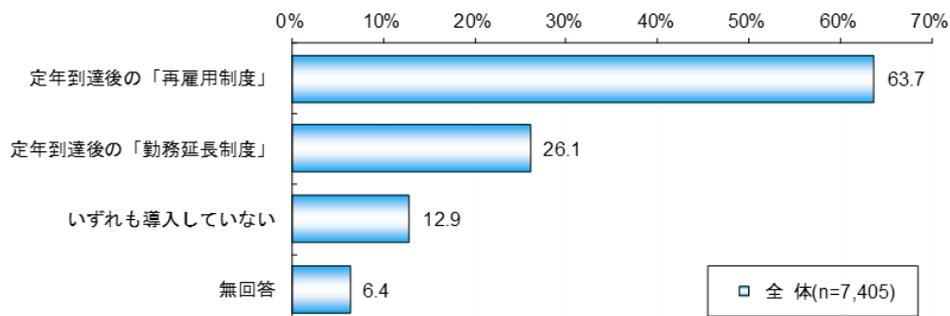


4. 定年後の継続雇用制度を導入している事業所は約8割（事業所調査）

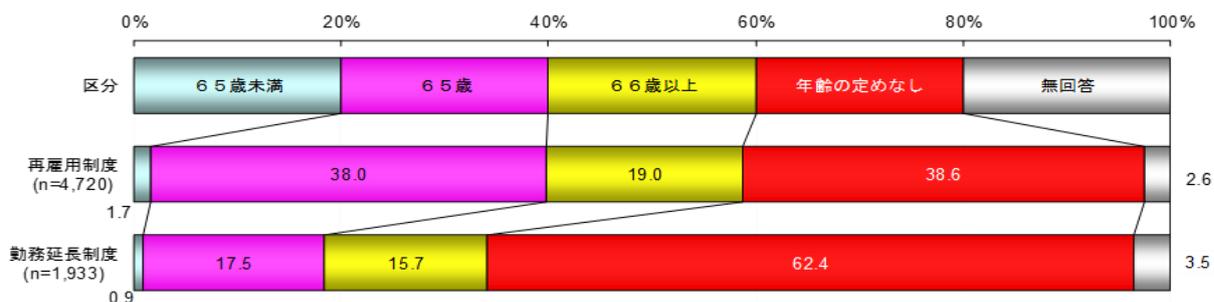
定年制度の有無では、「定年制度なし」の事業所が17.7%であり、「定年制度あり」の事業所が80.6%であった。「定年制度あり」のうち定年到達後の継続雇用制度導入は、「再雇用制度」が63.7%、「勤務延長制度」が26.1%であり、約8割の事業所で導入していた。

なお、定年到達後の継続雇用制度導入事業所における雇用限度年齢では、いずれの制度も「年齢の定めなし」が多くを占めた。

（図5）継続雇用制度の導入状況（複数回答）

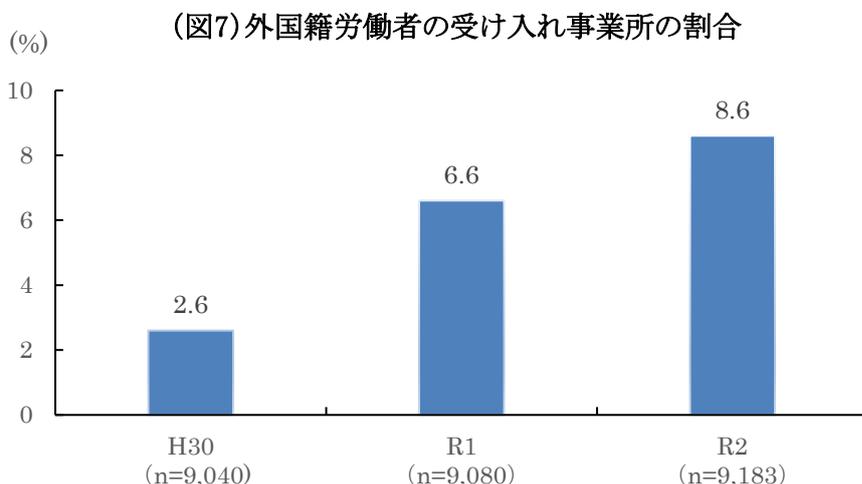


（図6）継続雇用後の雇用限度年齢（単一回答）



5. 外国籍労働者の受け入れは増加傾向（事業所調査）

外国籍労働者を受け入れている事業所数は8.6%（6.6%）で前年に比べ2.0ポイント増加し、活用が進んでいる状況であった。受け入れている事業所の受け入れの方法は、「技能実習生」が24.2%、「在留資格『介護』」が17.9%、「留学生」が12.2%であった。また、在留資格5項目の受け入れ人数で見ると、「技能実習生」が41.3%、「在留資格『介護』」が21.3%、「留学生」が18.8%であった。



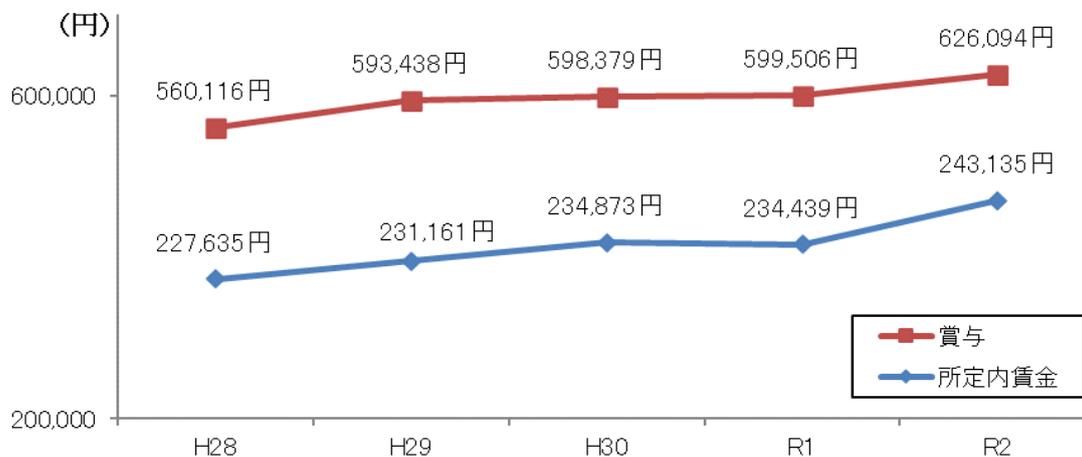
6. 所定内賃金、賞与ともに増加（事業所調査）

一般労働者、管理者の所定内賃金、賞与は、ともに前年より増加した。

一般労働者の所定内賃金（無期雇用職員、月給の者）は、平均243,135円（234,439円）で前年度より8,696円の増加。管理者の所定内賃金は、平均382,036円（355,425円）で26,611円の増加であった。

賞与を支給している事業所における一般労働者（無期雇用職員、月給の者）の平均賞与額は626,094円（599,506円）で26,588円の増加。管理者の平均賞与額は866,872円（748,659円）で118,213円の増加となっている。

(図8) 一般労働者の所定内賃金、賞与（無期雇用職員、月給の者）の推移



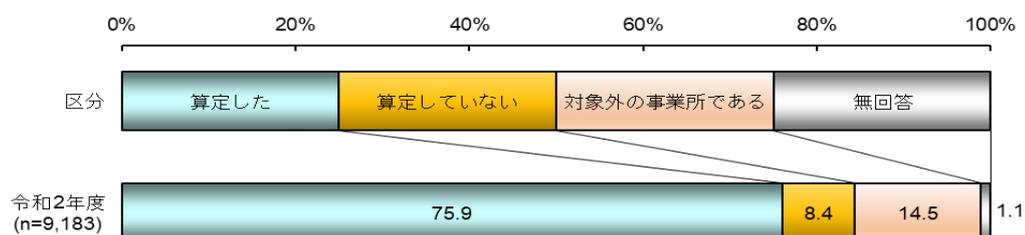
7. 介護職員等特定処遇改善加算を算定した事業所が6割（事業所調査）

介護職員処遇改善加算の算定状況は、「算定していない」が8.4%（7.7%）、「算定した」が75.9%（78.0%）であった。

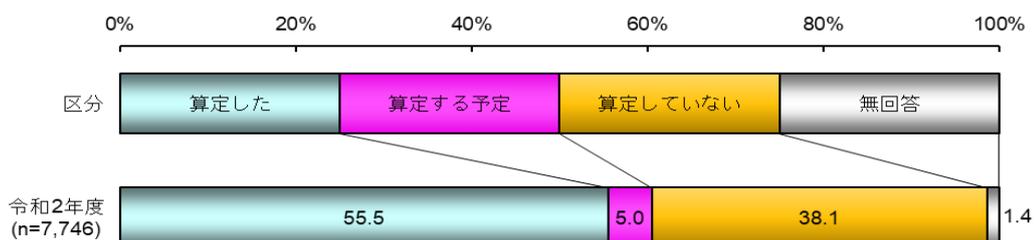
また、技能・経験のある介護職員の更なる処遇改善を進めることを目的に、令和元年10月に創設された介護職員等特定処遇改善加算（介護職員処遇改善加算に上乘せ）の算定について、対象となる事業所に算定状況を聞いたところ「算定した」が55.5%（48.4%）、「算定する予定」が5.0%（15.1%）で、6割の事業所で算定することが分かった。

また、各事業所で加算額を配分する職員範囲については、「職員全体の処遇改善」が最も多く38.5%、次いで「経験・技能のある介護職員の処遇改善」31.4%、「介護職員全体の処遇改善」29.2%であった。

（図9）介護職員処遇改善加算の算定（単一回答）



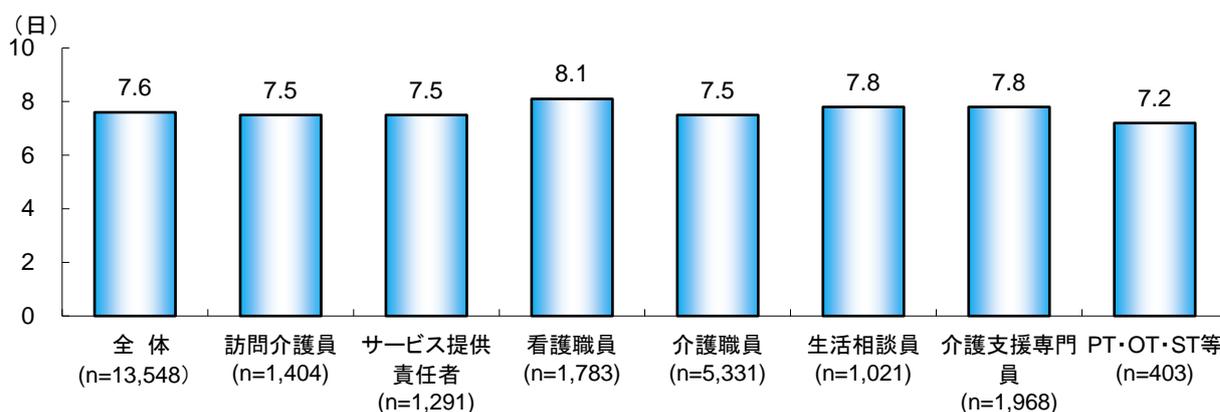
（図10）介護職員特定処遇改善加算の算定（単一回答）



8. 年次有給休暇の平均取得日数は7.6日（労働者調査）

働き方改革によって、年5日の取得が義務となった年次有給休暇において、「新規付与日数10日以上」の者の平均取得日数は全体で7.6日であった。また、最近1年間の年次有給休暇の平均取得率は全体で50.4%（47.0%）で全産業の平均取得率56.3%（厚生労働省令和2年就労条件総合調査結果）を5.9ポイント下回っている。

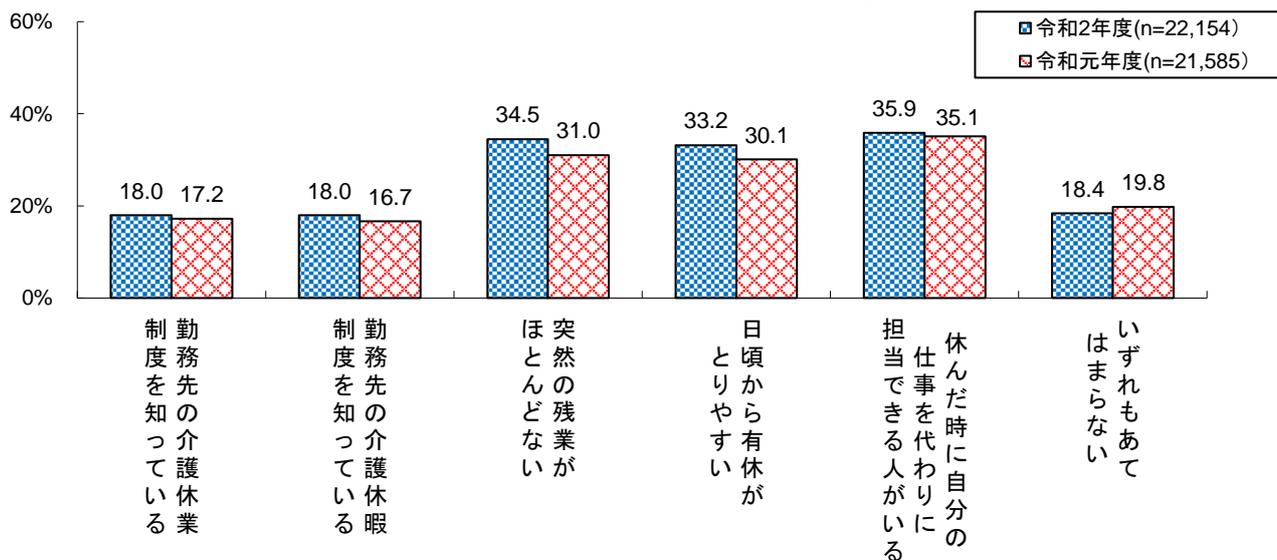
（図11）平均取得日数（新規付与日数10日以上）



9. 残業や有給等の労働環境が改善（労働者調査）

勤務先の休暇制度等の状況では、「休んだ時に自分の仕事を代わりに担当できる人がいる」が最も高く35.9%（35.1%）、「突然の残業がほとんどない」が34.5%（31.0%）、「日頃から有休が取りやすい」が33.2%（30.1%）で、いずれも前年に比べて改善している。

（図12）勤務先の休暇制度等の状況

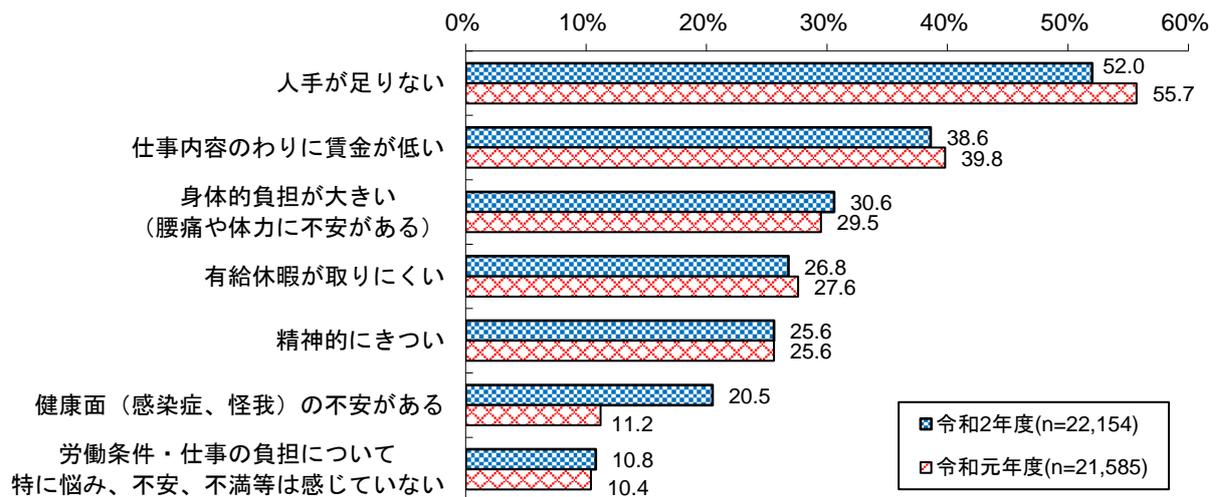


10. 労働者の労働条件・仕事の負担に関する悩みは、賃金よりも人手不足（労働者調査）

労働者の労働条件・仕事の負担に関する悩み等において、前年より改善されているものの「人手が足りない」が52.0%（55.7%）で最も高く、次いで「仕事内容のわりに賃金が低い」が38.6%（39.8%）で、労働者の悩みは賃金よりも人手不足が大きく上回っている。

また、「健康面（感染症、怪我）の不安がある」は20.5%（11.2%）で、新型コロナウイルス感染症（※）の影響から、前年よりも倍近くの増加となっている。

（図 13）労働条件等の悩み、不安、不満等（複数回答）（上位抜粋）



（※）令和2年度介護労働実態調査（特別調査）では、

「新型コロナウイルス感染症禍における介護事業所の実態調査」を実施しました。

新型コロナウイルス感染症禍における
介護事業所の実態調査結果報告書



コロナ禍における介護事業所の課題と対策
～継続的な介護サービスの提供に向けて

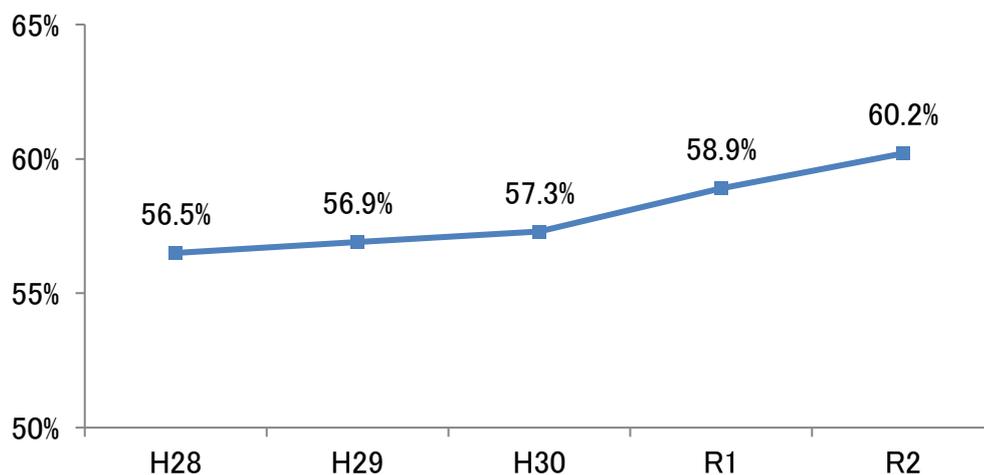


11. 介護労働者の勤続意欲は年々上昇（労働者調査）

勤務先での就労継続では、「今の勤務先で働き続けたい」は、60.2%（58.9%）で今の勤務先での勤続意欲が高まっており、4年連続で上昇している。

その他の項目では、「介護関係の別の勤務先で働きたい」が6.2%（7.2%）、「介護・医療・福祉関係以外の別の勤務先で働きたい」が3.8%（4.0%）であった。

（図 14）勤務先に関する希望「今の勤務先で働き続けたい」の推移



■ 事業所における介護労働実態調査結果 集計表 ■

I 事業所の基本属性

1. 法人格

	回答事業所数	民間企業	社会福祉協議会	左記以外の社会福祉法人	医療法人	NPO (特定非営利活動法人)	社団法人・財団法人	協同組合(農協・生協)	地方自治体 (市区町村、広域連合を含む)	その他	無回答
全体	9,244 100.0	5,311 57.5	351 3.8	1,562 16.9	1,066 11.5	427 4.6	197 2.1	108 1.2	58 0.6	112 1.2	52 0.6

2. 主とする介護保険サービス事業 (上位のみ抜粋)

	回答事業所数	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	介護老人福祉施設	居宅介護支援	訪問看護	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	小規模多機能型居宅介護	特定施設入居者生活介護	通所リハビリテーション	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	短期入所生活介護	認知症対応型通所介護	第一号通所事業
全体	9,244 100.0	1,930 20.9	1,294 14.0	1,177 12.7	843 9.1	763 8.3	735 8.0	675 7.3	331 3.6	218 2.4	210 2.3	173 1.9	143 1.5	113 1.2	70 0.8	52 0.6

II 集計表

1. 従業員の過不足

(1) 過不足の状況 (図1)

	回答事業所数	当該職種のある事業所	① 大いに不足	② 不足	③ やや不足	④ 適当	⑤ 過剰	不足感(①+②+③)	当該職種はない	無回答	
全体でみた場合	9,183	8,369	91.1	(8.6)	(20.5)	(31.7)	(38.6)	(0.6)	(60.8)	0.0	8.9
訪問介護員	9,183	2,954	32.2	(24.9)	(29.2)	(26.0)	(19.5)	(0.4)	(80.1)	66.9	0.9
サービス提供責任者	9,183	2,477	27.0	(5.0)	(11.1)	(15.8)	(66.9)	(1.3)	(31.9)	69.1	4.0
介護職員	9,183	5,344	58.2	(10.4)	(22.0)	(33.8)	(32.4)	(1.3)	(66.2)	39.1	2.8
看護職員	9,183	4,796	52.2	(5.9)	(12.7)	(24.8)	(54.6)	(1.9)	(43.4)	43.1	4.7
生活相談員	9,183	3,390	36.9	(1.7)	(5.1)	(15.9)	(76.3)	(1.1)	(22.7)	58.5	4.6
PT・OT・ST等	9,183	2,181	23.8	(2.7)	(6.9)	(19.2)	(69.6)	(1.6)	(28.8)	73.6	2.7
介護支援専門員	9,183	4,012	43.7	(3.5)	(9.6)	(18.9)	(67.3)	(0.6)	(32.1)	50.2	6.1

(注) ()内の数値は「当該職種のある事業所」を100とした割合。

(注) PT・OT・ST等：PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等の機能訓練指導員、以下同じ。

(2) 不足している理由 (複数回答)

	「不足」回答事業所数	採用が困難である	離職率が高い (定着率が低い)	事業拡大によつて 必要人数が増大した	その他	無回答
全体	5,087 100.0	4,405 86.6	924 18.2	518 10.2	215 4.2	129 2.5

(注) 回答事業所数は、「過不足の状況」の全体でみた場合で「大いに不足」「不足」「やや不足」のいずれかに回答した事業所。

(3) 採用が困難である原因 (複数回答)

	「採用が困難である」回答事業所数	他産業に比べて、労働条件等が良くない	同業他社との人材獲得競争が厳しい	景気が良いため、介護業界へ人材が集まらない	その他	わからない	無回答
全体	4,405 100.0	2,364 53.7	2,338 53.1	842 19.1	842 19.1	265 6.0	42 1.0

(注) 回答事業所数は、「不足している理由」において、「採用が困難である」と回答した事業所。

2. 採用率及び離職率 (3職種計、2職種計及び訪問介護員、介護職員、サービス提供責任者) (図3)

	回答事業所数	採用率	離職率	離職者の勤続年数の内訳		
				1年未満者	1年以上未満者	3年以上者
3職種計	6,477	16.0	14.9	35.6	24.8	39.7
無期雇用職員	6,077	14.7	14.1	31.9	25.1	43.0
有期雇用職員	3,555	19.3	17.0	43.0	24.1	33.0
2職種計	6,412	16.2	14.9	36.2	25.0	38.8
無期雇用職員	5,906	14.9	14.1	32.5	25.3	42.1
有期雇用職員	3,526	19.4	16.9	43.5	24.2	32.3
訪問介護員計	2,634	15.0	15.6	31.1	22.6	46.3
無期雇用職員	2,243	15.6	16.6	30.0	23.3	46.6
有期雇用職員	1,308	14.0	13.8	33.3	21.1	45.7
サービス提供責任者計	1,790	10.8	14.9	18.1	19.5	62.4
無期雇用職員	1,657	10.6	13.8	17.9	20.1	62.0
有期雇用職員	306	11.8	22.9	18.7	17.2	64.2
介護職員計	4,674	16.7	14.7	38.3	25.9	35.8
無期雇用職員	4,343	14.7	13.2	33.6	26.2	40.3
有期雇用職員	2,699	22.2	18.5	47.4	25.4	27.2

※「3職種計」事業所数は訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員の3者またはいずれかがいるものを1としています。

「2職種計」事業所数は訪問介護員、介護職員の両方または片方がいるものを1としています。

3. 従業員数に占める 65 歳以上の労働者の割合 (図 4)

	回答事業所数	従業員数	65歳以上の労働者数	65歳以上の労働者割合(%)	65歳以上の労働者数(平均)
全体	8,781	196,177	24,149	12.3	2.8
訪問介護員	2,945	36,056	9,247	25.6	3.1
サービス提供責任者	2,777	6,420	493	7.7	0.2
介護職員	5,465	97,788	9,173	9.4	1.7
看護職員	5,117	27,073	3,553	13.1	0.7
生活相談員	3,743	8,200	381	4.6	0.1
PT・OT・ST等	2,389	8,318	161	1.9	0.1
介護支援専門員	4,491	12,322	1,141	9.3	0.3

4. 定年制度導入状況

(1) 継続雇用制度の導入 (図 5)

	回答事業所数	「定年到達後の再雇用制度」	「定年到達後の勤務延長制度」	いずれも導入していない	無回答
全体	7,405 100.0	4,720 63.7	1,933 26.1	953 12.9	476 6.4

(2) 雇用限度年齢 (図 6)

「再雇用制度」の雇用限度年齢 (%)							「勤務延長制度」の雇用限度年齢 (%)						
回答事業所数	65歳未満	65歳	66歳以上	年齢の定めなし	無回答	平均年齢(歳)	回答事業所数	65歳未満	65歳	66歳以上	年齢の定めなし	無回答	平均年齢(歳)
4,720 100.0	82 1.7	1,795 38.0	896 19.0	1,822 38.6	126 2.6	66.8	1,933 100.0	18 0.9	338 17.5	303 15.7	1,206 62.4	68 3.5	67.8

5. 外国籍労働者の受入れ状況 (図7)

回答事業所数	受け入れている	受け入れ方法(複数回答)							受け入れ人数							受け入れていない	無回答	
		定) E P A (経済連携協定)による受け入れ	在留資格「介護」	技能実習生	在留資格「特定技能1号」	留学生	その他左記以外	無回答	合計人数	定) E P A (経済連携協定)による受け入れ	在留資格「介護」	技能実習生	在留資格「特定技能1号」	留学生	その他左記以外			
全体	9,183 100.0	788 8.6	48 6.1	141 17.9	191 24.2	34 4.3	96 12.2	373 47.3	32 4.1	1,998 100.0	173 8.7	259 13.0	502 25.1	53 2.7	229 11.5	782 39.1	8,321 90.6	74 0.8

6. 所定内賃金、支給賞与額(労働者職種別、事業所管理者) (図8)

	所定内賃金						賞与あり	
	月給の者		日給の者		時間給の者		労働者個人数(人)	平均賞与(円)
	労働者個人数(人)	平均賃金(円/月)	労働者個人数(人)	平均賃金(円/日)	労働者個人数(人)	平均賃金(円/時間)		
全体	45,727	240,878	1,026	10,092	25,357	1,207	37,256	610,228
無期雇用職員	39,341	243,135	419	10,064	11,162	1,211	32,685	626,094
有期雇用職員	3,445	217,534	534	10,191	12,545	1,203	2,449	442,430
事業所管理者(施設長)	4,943	382,036	* 4	*19,650	45	1,208	3,286	866,872

「*」印のあるデータは、サンプル数(回答数)が少なく(30未満)参考値の位置づけ

7. 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の対応

(1) 介護職員処遇改善加算の算定及び経営面での対応状況(図9)

回答事業所数	対象外の事業所である	算定していない	算定した	対応状況					無回答	
				引手当の導入	一時金の支給	基本給の引き上げ	その他	無回答		
全体	9,183 100.0	1,333 14.5	775 8.4	6,971 75.9	4,296 61.6	4,015 57.6	2,458 35.3	201 2.9	88 1.3	104 1.1

(2) 介護職員等特定処遇改善加算の算定対応(図10)

回答事業所数	算定しない	算定する予定	算定した	対応状況				無回答	
				介護職員・技能のある介護職員等の処遇改善	介護職員全体の処遇改善	職員全体の処遇改善	無回答		
全体	7,746 100.0	2,951 38.1	388 5.0	4,300 55.5	1,351 31.4	1,256 29.2	1,654 38.5	39 0.9	107 1.4

■ 介護労働者の就業実態と就業意識調査結果 集計表 ■

I 労働者の基本属性

1. 職種、性別、雇用形態、平均年齢

	回答労働者数	職種割合	性別				雇用形態		平均年齢(歳)
			性別		雇用形態				
			男	女	無期雇用職員	有期雇用職員			
全体	22,154 100.0		4,627 20.9	16,008 72.3	16,432 74.2	5,308 24	47.5		
訪問介護員	2,832	12.8	13.2	78.1	68.5	29.1	50.9		
サービス提供責任者	2,023	9.1	16.5	76.4	77.3	20.7	49.3		
看護職員	2,881	13.0	8.2	84.4	71.9	26.6	48.2		
介護職員	8,864	40.0	23.7	70.3	72.0	26.0	45.3		
生活相談員	1,520	6.9	32.6	61.6	84.2	14.5	45.0		
介護支援専門員(ケアマネジャー)	2,925	13.2	19.7	72.5	78.6	19.8	52.1		
PT・OT・ST等	539	2.4	59.4	35.8	90.0	9.1	36.6		
その他	570	2.6	32.8	59.1	72.8	25.1	48.3		

II 集計表

1. 年次有給休暇の取得状況

(1) 新規付与日数(全体、職種別)

	回答労働者数	有給休暇の新規付与日数									平均新規付与日数(日)
		0日	1日	5日	10日	13日	16日	20日	無回答		
		日	日	日	日	日	日	日	日		
全体	22,154 100.0	1,466 6.6	379 1.7	1,544 7.0	5,356 24.2	1,429 6.5	1,198 5.4	5,565 25.1	5,217 23.5	14.2	
主な職種別											
訪問介護員	2,832	11.4	2.2	8.1	22.4	6.1	4.6	16.5	28.7	13.1	
サービス提供責任者	2,023	5.3	0.9	4.7	22.1	6.3	5.3	30.1	25.2	15.1	
看護職員	2,881	6.6	2.8	7.4	26.6	6.0	5.0	24.3	21.4	13.8	
介護職員	8,864	5.5	1.8	8.1	24.2	6.4	5.5	24.0	24.5	14.0	
生活相談員	1,520	4.5	1.6	4.9	24.4	8.0	6.7	28.1	21.8	14.7	
介護支援専門員(ケアマネジャー)	2,925	7.0	0.8	4.8	23.2	6.3	5.1	32.6	20.1	15.2	
PT・OT・ST等	539	4.5	1.3	5.9	31.7	7.6	8.5	26.9	13.5	14.2	
その他	570	10.5	1.2	7.0	24.6	6.7	5.4	24.2	20.4	14.2	

(2) 取得(消化)日数及び平均取得(消化)日数、取得率(全体、職種別) (図11)

	回答労働者数	有給休暇の取得(消化)日数(全体、職種別)										平均取得率(%)	新規付与日数(日)以上
		0日	1日	5日	10日	13日	16日	20日	21日以上	無回答			
		日	日	日	日	日	日	日	日	日			
全体	15,471 100.0	1,212 7.8	2,953 19.1	6,115 39.5	2,734 17.7	841 5.4	461 3.0	578 3.7	110 0.7	467 3.0	50.4	7.6	
主な職種別													
訪問介護員	1,695	10.5	22.4	34.1	16.1	5.7	3.1	3.5	0.6	4.0	51.6	7.5	
サービス提供責任者	1,405	8.2	18.6	37.7	17.4	5.7	3.3	4.6	0.7	3.8	48.0	7.5	
看護職員	2,075	7.8	20.6	35.0	19.5	6.1	3.5	4.5	0.7	2.4	54.3	8.1	
介護職員	6,208	6.7	19.1	42.7	17.4	4.9	2.6	2.9	0.7	3.1	50.0	7.5	
生活相談員	1,120	7.2	16.9	41.5	17.2	4.6	3.2	5.4	1.2	2.9	51.5	7.8	
介護支援専門員(ケアマネジャー)	2,132	7.9	16.8	38.5	18.9	6.6	3.4	4.5	0.7	2.8	49.7	7.8	
PT・OT・ST等	442	10.0	18.3	42.8	14.5	6.1	3.4	3.2	0.5	1.4	48.5	7.2	
その他	394	12.4	17.8	39.8	18.3	4.1	1.0	3.6	0.5	2.5	46.0	7.0	

2. 勤務先の状況 (図 12)

(%)

	回答労働者数	勤務先の介護休業制度を知っている	勤務先の介護休暇制度を知っている	突然の残業がほとんどない	日頃から有休がとりやすい	休んだ時に自分の仕事を代わり担当できる人がいる	いずれもあてはまらない	無回答
全体	22,154 100.0	3,983 18.0	3,997 18.0	7,650 34.5	7,355 33.2	7,946 35.9	4,070 18.4	1,866 8.4

3. 労働条件の悩み、不安、不満等 (図 13)

(%)

回答労働者数	人手が足りない	仕事内容のわりに賃金が低い	身体的負担が大きい(腰痛や体力に不安がある)	有給休暇が取りにくい	業務に対する社会的評価が低い	精神的にきつい	休憩が取りにくい	健康面(感染症、怪我)の不安がある	夜間や深夜時間帯に何か起きるのではないかと不安がある	不慣れ、施設の構造に不安がある	福祉機器の不足、機器操作の感度がない、不安、不満等を感じていない	労働条件・仕事の負担について特に関心、不安、不満等は感じない	労働時間が長い	労働時間が不規則である	職務として行う医的な行為に不安がある	雇用が不安定である	不払い残業がある・多い	仕事上の怪我等への補償がない	その他	無期雇用職員になれない	無回答
全体	22,154 100.0	11,528 52.0	8,543 38.6	6,769 30.6	5,928 26.8	5,757 26.0	5,668 25.6	4,673 21.1	4,549 20.5	3,708 16.7	2,461 11.1	2,382 10.8	2,221 10.0	1,778 8.0	1,311 5.9	1,280 5.8	1,156 5.2	928 4.2	831 3.8	221 1.0	489 2.2

4. 勤務先に関する希望 (図 14)

(%)

	回答労働者数	今の勤務先で働きたい	わからない	介護関係以外の勤務先で働きたい	介護・医療・福祉関係以外の勤務先で働きたい	働きたくない	医療関係以外の勤務先で働きたい	介護関係以外の勤務先で働きたい	無回答
全体	22,154 100.0	13,343 60.2	5,022 22.7	1,374 6.2	840 3.8	560 2.5	422 1.9	374 1.7	219 1.0
主な職種別									
訪問介護員	2,832	68.0	18.6	5.2	2.8	2.0	0.6	1.4	1.4
サービス提供責任者	2,023	64.2	20.3	6.6	3.9	2.2	0.4	1.6	0.7
看護職員	2,881	59.4	23.2	2.8	2.3	2.6	8.0	0.7	1.0
介護職員	8,864	56.2	25.2	7.8	4.6	2.6	0.8	2.0	0.9
生活相談員	1,520	59.9	22.2	6.9	3.5	2.3	0.9	3.2	1.2
介護支援専門員(ケアマネジャー)	2,925	64.0	19.1	6.3	3.9	3.0	1.0	1.5	1.2
P・T・O・T・S・T等	539	53.6	27.1	4.1	3.2	2.0	9.1	0.6	0.4
その他	570	62.1	23.7	2.1	4.6	3.9	1.1	1.6	1.1

令和2年度介護労働実態調査の概要

1 調査実施期間・調査対象期日

調査対象期日： 令和2年10月1日現在

調査実施期間： 令和2年10月1日～31日

2 調査の方法

全国の介護保険指定介護サービス事業を行う事業所（同一法人の同一敷地内で運営されるものを名寄せ処理）のうちから18,000事業所を無作為に抽出し、対象事業所へアンケート調査票（事業所調査票1通、労働者調査票3通を同封）を郵送により配布し、郵送により回収した。

また、本年度は調査票の紛失や書き損じ、パソコンでの入力希望者に対応するため、事業所調査票のみ当センターホームページにてExcel、PDFの調査票を一定期間掲示した。

調査票はExcelファイルをパソコンにてダウンロード、入力したものを印刷（PDFの場合は、印刷後に記入）し、返送する対応を求めた。

また、調査実施期間の2週間後、回答のない事業所に対し、提出確認のはがきを2回送付した。

3 調査票の配布及び回答数（ ）内は昨年度結果

有効配布事業所数：17,544事業所（17,261事業所）

有効配布労働者数：52,632人（51,783人）

（1）事業所調査 回答事業所数：9,244事業所（9,126事業所） 回収率：52.7%（52.9%）

（2）労働者調査 回答労働者数：22,154人（21,585人） 回収率：42.1%（41.7%）

4 本調査における用語の定義等

（1）就業形態について

- ・「無期雇用職員」とは、本調査では、労働時間数にかかわらず雇用期間の定めのない者をいう。（本調査では、有期契約より無期労働契約に転換した者も含む。）
- ・「有期雇用職員」とは、本調査では、無期雇用職員以外の労働者をいう。

（2）介護労働者について

介護労働者とは、訪問介護員、サービス提供責任者、介護職員、看護職員、生活相談員、介護支援専門員、PT・OT・ST等、管理栄養士・栄養士のことをいう。

訪問介護員とは、介護保険法の指定を受けた訪問介護事業所で働き、高齢者等の家庭を訪問して家事などの生活援助、入浴などの身体介護を行う者をいう。

介護職員とは、訪問介護以外の介護保険の指定介護事業所で働き、直接介護を行う者をいう。

（3）所定内賃金について

「所定内賃金」とは、1カ月のうち、決まって支給される税込み賃金額。交通費や役職手当等毎月決まって支給される金額を含む。

また、月によって変動がある残業代、夜勤手当等は除く。

(4) 採用率・離職率については以下の計算方式で算定した。

$$\text{1年間の採用率} = \frac{\text{2020年度採用者数(注1)}}{\text{2019年9月30日の在籍者数(注2)}} \times 100$$

$$\text{1年間の離職率} = \frac{\text{2020年度離職者数(注1)}}{\text{2019年9月30日の在籍者数(注2)}} \times 100$$

(注1) 2020年度とは、2019年10月1日から2020年9月30日までをいう。

(注2) 在籍者数：採用者数・離職者数について回答のあった事業所の在籍者数

(5) 介護保険サービス系型区分

本調査では、主な介護サービスの種類を原則、下記の介護保険サービス系型に区分した。

① 訪問系 ② 施設系(入所型) ③ 施設系(通所型) ④ 居住系 ⑤ 居宅介護支援

(6) その他の用語の定義については、各報告書の「主な用語の定義」を参照されたい。

■調査・研究の実施体制

本調査・研究では、学識経験者等による調査検討委員会を設置し、調査項目の設定や調査結果の分析、報告書の構成・内容等について検討を行った。

また、諮問委員会を設置し、成果物の内容や調査項目等についてより実務的な立場からの助言を受けた。

【令和2年度介護労働実態調査等検討委員会】（※委員の所属は令和3年3月末現在）

座長	佐藤 博樹	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
	大木 栄一	玉川大学 経営学部 国際経営学科 教授
	坂爪 洋美	法政大学 キャリアデザイン学部 教授
	松下 洋三	一般社団法人全国介護事業者協議会 理事
	菅野 雅子	フォスターリンク株式会社 人材開発コンサルタント
	高野 龍昭	東洋大学 ライフデザイン学部 准教授
	小野 晃	公益財団法人介護労働安定センター 理事長

【令和2年度介護労働実態調査諮問委員会】（※委員の所属は令和3年3月末現在）

座長	佐藤 博樹	中央大学大学院 戦略経営研究科 教授
	板垣 貴宏	一般社団法人全国介護事業者協議会 理事
	太田 二郎	公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護人材対策委員会 委員長
	三根 浩一郎	公益社団法人全国老人保健施設協会 副会長
	遠藤 健	一般社団法人全国介護付きホーム協会 代表理事
	小林 由憲	一般社団法人日本在宅介護協会 理事
	田中 雅子	公益社団法人日本介護福祉士会 元名誉会長

《(公財)介護労働安定センターの概要》

公益財団法人介護労働安定センターは、介護労働の総合的支援機関として平成4年4月に設立され、同年7月に労働大臣(現厚生労働大臣)から「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」にもとづく指定法人として指定された公益法人です。

当センターでは、介護労働者の福祉の増進と魅力ある職場づくりをめざして、雇用管理の改善、能力の開発・向上などを通じて、介護労働に対するさまざまな支援事業を実施しています。